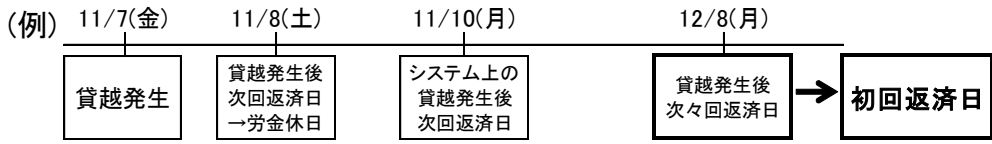


## カードローン「マイプランWeb完結型」

保証機関：(一社)日本労働者信用基金協会

1. 商品名	・マイプランWeb完結型									
2. お申込みいただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長野県労働金庫に出資のある労働組合等会員の構成員(組合員)、またはご自宅もしくは勤務先が長野県内にある方で、次の条件を満たす方。</li> <li>・お申込時年齢が満20歳以上満65歳未満の方。</li> <li>・勤続年数が原則1年以上の方。</li> <li>※ 労働組合等会員の新入組合員(新卒者以外を含む)の方は特例があります。</li> <li>・ご返済に見合う安定した収入のある方で、前年の税込年収が150万円以上の方。</li> <li>・その他、保証機関が定めた保証基準を満たしている方。</li> <li>・ご融資にあたり長野県労働金庫および保証機関の審査手続きが必要となります。審査結果によっては、ご融資利用のご希望にそえない場合があります。</li> </ul>									
3. お取引期間	・1年ごとの自動更新となります。									
4. ご融資極度額	・100万円(10万円単位での設定ができます)									
5. お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活資金等あらゆる目的にご利用いただけます。</li> <li>(事業性資金、投機的資金、負債整理資金は除く)</li> </ul>									
6. ご融資金利	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変動金利</li> <li>※ 金利は、毎年3月1日、6月1日、9月1日、12月1日(いずれも労働金庫が休日の場合は翌営業日)労働金庫が定める「無担保貸出標準金利」を基準に変更できるものとします。変更後の利率は毎年5月1日、8月1日、11月1日、2月1日(以下「改定日」といいます)において貸越残高がある場合は改定月の約定返済日から、改定日において貸越残高がない場合は改定日直後の貸越日から適用されるものとします。</li> <li>金利を変更した場合には、長野県労働金庫本支店に掲示または書面により通知するものとします。</li> </ul>									
7. 個人金利引下げ制度「マイプランパック」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次表のお取引内容に応じて、店頭表示金利より最大年2.0%の金利引下げをいたします。</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">引下げ項目</th> <th style="text-align: center;">引下げ幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅ローンをご利用の方 長野県労働金庫扱い住宅金融支援機構融資をご利用の方 ※連帯債務者の方は対象になりません。</td> <td style="text-align: center;">年1.0%</td> </tr> <tr> <td>給与振込のご契約がある方 ※当金庫システムにて給与判定可能なご契約に限ります。</td> <td style="text-align: center;">年1.0%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">最大引下げ幅</td> <td style="text-align: center;">年2.0%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 個人金利引下げ制度「マイプランパック」が適用される口座については、引下げ項目の見直しを年2回行い、見直し基準日現在の各取引状況に応じた引下げ金利を反映します。なお、見直し基準日は毎年2月末・8月末とし、見直し後の金利の適用開始日は5月・11月の約定日(貸越残高の有無により適用日が異なります。詳細は前項「ご融資金利」を参照ください)となります。</li> </ul>		引下げ項目	引下げ幅	住宅ローンをご利用の方 長野県労働金庫扱い住宅金融支援機構融資をご利用の方 ※連帯債務者の方は対象になりません。	年1.0%	給与振込のご契約がある方 ※当金庫システムにて給与判定可能なご契約に限ります。	年1.0%	最大引下げ幅	年2.0%
引下げ項目	引下げ幅									
住宅ローンをご利用の方 長野県労働金庫扱い住宅金融支援機構融資をご利用の方 ※連帯債務者の方は対象になりません。	年1.0%									
給与振込のご契約がある方 ※当金庫システムにて給与判定可能なご契約に限ります。	年1.0%									
最大引下げ幅	年2.0%									
8. 保証料	・ご融資金利に含まれています。									

9. ご返済金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月返済もしくは毎月・ボーナス返済併用となります。</li> <li>・返済額表については、3ページを参照ください。</li> <li>・特にお申し出がない場合は、返済額表の返済額とさせていただきます。</li> <li>・返済額表の返済額を上回る金額を希望される場合は、店頭にお申し出ください。</li> <li>・初回返済日は、貸越発生日の次々回返済日となります。なお、貸越発生日の次回返済日が長野県労働金庫の休日の場合、初回返済日は貸越発生日の翌月となる場合があります。</li> </ul> <p>(例)</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・借入残高がなくなると、いったん定例返済は終わります。再度の貸越利用があった場合、改めて定例返済が始まります。</li> </ul>
10. 利息計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎月定例返済日(長野県労働金庫の休日の場合は翌営業日)に長野県労働金庫所定の利率によって計算の上、貸越元金に組入れるものとします。</li> </ul>
11. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご返済は、毎月定例返済日(長野県労働金庫の休日の場合は翌営業日)に長野県労働金庫の返済用普通預金口座から返済額を引き落とす方法でご返済いただきます。</li> <li>・返済用普通預金口座の残高不足等により定例返済日に返済額が引き落としできなかった場合、定例返済額(延滞利息を含む)をご返済いただくまで貸越利用はできません。</li> </ul>
12. 担保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不要です。</li> </ul>
13. 手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申込事務手数料は無料です。</li> </ul>
14. ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご契約内容や商品に関する相談・お問い合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。</li> </ul> <p>フリーダイヤル 0120-191948</p> <p>受付時間 平日:午前9時～午後5時 土・日曜日:午前10時～午後5時</p> <p>(祝日、振替休日(土・日曜日が祝日の場合は営業)、12月31日～1月3日、5月3日～5月5日を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ご契約内容や商品に関する苦情は、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。</li> </ul> <p>【窓口:長野県労働金庫お客様相談ダイヤル】 0120-606-150</p> <p>受付時間 平日:午前9時～午後5時</p> <p>なお、苦情対応の手続については、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページ&lt;<a href="https://www.nagano-rokin.co.jp/">https://www.nagano-rokin.co.jp/</a>&gt;をご覧ください。</p>
15. 第三者機関に問題解決を相談したい場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3581-2249)で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当金庫お客様相談ダイヤルまたはろうきん相談所にお申し出ください。</li> <li>・また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。</li> </ul> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談ダイヤルもしくはろうきん相談所にお問い合わせください。</p> <p>【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】</p> <p>0120-177-288 受付時間 平日 午前9時～午後5時</p>

16. お客様宛の通知物	<p>(1)ご融資のご利用後、次の通知をお客様のご自宅宛に送付させていただきます。</p> <p>◆「ろうきんカードローンご入金のお願い」 カードローン貸越を初めてご利用になった際(全額ご返済後に貸越ご利用された場合を含みます)に、ご返済開始時期およびご返済金額をご案内するものです。</p> <p>◆「解約通知」 カードローン「マイプラン」のご解約時に作成します。</p> <p>(2)〈ろうきんダイレクト〉(インターネットバンキング)をご利用の方におかれましては、次の通知を〈ろうきんダイレクト〉(インターネットバンキング)にて閲覧することができます。</p> <p>◆「ろうきんカードローンご入金のお願い」 カードローン貸越を初めてご利用になった際(全額ご返済後に貸越ご利用された場合を含みます)に、ご返済開始時期およびご返済金額をご案内するものです。</p> <p>◆「ろうきんカードローン残高のご案内」 毎年6月末、12月末を基準とし、過去6カ月間のお取引内容(貸越残高等)をご案内するものです。なお、過去6カ月間にお取引がない場合、毎年6月末または12月末時点でカードローン口座が解約されている場合などは発行がされません。</p> <p>※ 〈ろうきんダイレクト〉(インターネットバンキング)をご利用の方であっても、融資のご請求・ご確認に関するもの、事故防止を目的とする新規及び変更契約の内容確認に関するお知らせ等は、ご自宅へ郵送させていただく場合がございます。</p>
--------------	---

## マイプラン

### 返済額表

契約極度額	毎月返済	毎月ボーナス加算返済	
		毎月返済	加算月
30万円以下	5,000円	5,000円	-
30万円超 50万円以下	10,000円	10,000円	-
50万円超 70万円以下	12,000円	10,000円	30,000円
70万円超 80万円以下	13,000円	10,000円	30,000円
80万円超 100万円以下	15,000円	10,000円	40,000円

※ 加算月の返済額は毎月返済額を含んだ金額です。

詳細については、店頭でお問い合わせください。